

令和8年度A I オンデマンドタクシー「信濃大町ぐるりん号」(冬期)
の運賃(案)に関するパブリックコメント実施要領

1	件名	令和8年度A I オンデマンドタクシー「信濃大町ぐるりん号」(冬期)の運賃(案)に関する意見募集
2	目的及び趣旨	旅客運賃を定めるに当たり、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第5項の規定により、広く意見を募集します。
3	事業内容	<p>市では、観光客の移動ツールである「信濃大町ぐるりん号」に、令和7年度からA Iを活用したオンデマンド交通システムを導入しました。</p> <p>これまでの定時定路線とは異なり、システム管理により利用者のタイミングで柔軟に車両を手配し、待ち時間や乗車時間を削減し、利便性が向上しています。</p> <p>現在、大町温泉郷周辺に滞在する観光客の夕方以降の自家用車以外の移動ツールは、ウーバータクシーなどの配車サービスが中心ですが、市内の稼働車両数が限られているため、車両の手配までに相応の時間を要する場合や配車の手配ができないケースが生じているとともに、冬期における白馬エリアを中心としたインバウンドの長期滞在者については、宿で食事をとらない泊食分離も増えてきています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、宿と市街地をつなぐ夕方以降の移動手段を確保し、グリーン期同様の二次交通があることをアピールポイントとして、宿泊誘致に繋げるとともに、市街地における観光消費額の増加を目指します。</p> <p>来年度の運賃について、皆さんからのご意見を募集します。</p>
4	対象者	<p>(1) 市内に住所がある方</p> <p>(2) 市内に事業所又は事務所を有する法人等</p> <p>(3) 市内の事業所又は事務所に勤務する方</p> <p>(4) 市内の学校に通学する方</p>
5	資料の公表方法	<p>(1) 大町市ホームページ</p> <p>(2) 観光文化課観光企画係窓口</p> <p>(3) 八坂、美麻支所窓口</p>
6	公表期間及び意見募集期間	令和8年2月 日()～令和8年3月 日()
7	意見の提出方法及び提出先	<p>下記のいずれかの方法でご提出ください。</p> <p>(1) 大町市役所観光文化課観光企画係の窓口に提出</p> <p>(2) 郵送による送付 〒398-8601 長野県大町市大町 3887 番地 大町市役所 観光文化課観光企画係</p> <p>(3) F A Xによる送付 F A X番号 0261-23-4660</p>

		<p>(4) 電子メールによる送付 メールアドレス kankou@city.omachi.nagano.jp</p> <p>(5) 長野電子申請</p>
8	必須記入事項	<p>様式に住所、氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事業所（事務所）の所在地、名称、代表者の氏名）</p> <p>※氏名等が無記名の場合は、意見の公表、意見に対する市の考え方の公表及びご本人への通知ができないことがあります。</p>
9	提出された意見の取扱い等	<p>(1) 意見募集期間終了後、意見の整理を行い資料として活用するとともに、後日、大町市ホームページで公表します。</p> <p>(2) 運賃についての意見募集です。それ以外のご意見等は回答しかねますのでご了承ください。</p> <p>(3) 住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人や事業者が特定されるような内容は、意見本文に記入しないようにしてください。</p> <p>(4) 意見を受領した旨の連絡は行いません。</p> <p>(5) 電話・口頭での意見提出は取扱いません。</p>
10	担当（問い合わせ先）	<p>大町市観光文化課 観光振興係</p> <p>電話 0261-22-0420（内線537）</p> <p>F A X 0261-23-4660</p>